

R1 営繕 蔵本公園 徳・庄町 1 野球場本館棟外壁改修工事

図面リスト			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	特記仕様書 1	A-11	屋上 笠木、庇、庇スラブ 平面図
A-02	特記仕様書 2	A-12	現況北面 調査立面図
A-03	特記仕様書 3	A-13	現況西面、東面 調査立面図
A-04	特記仕様書 4	A-14	北面 改修立面図
A-05	附近見取り図・配置図	A-15	西面、東面改修立面図
A-06	1階 仮設計画図	A-16	断面詳細図 1
A-07	2階 仮設計画図	A-17	断面詳細図 2
A-08	1階 平面図	A-18	断面詳細図 3
A-09	2階 平面図	A-19	既存 建具伏図
A-10	3階 平面図	A-20	既存 建具表
		C-01	1階空調設備仮設図

項 目	特 記 事 項
1. 工事概要	
1. 工事名称	R 1 営繕 蔵本公園 徳・庄町 1 野球場本館棟外壁改修工事
2. 工事場所	徳島市庄町 1 丁目
3. 敷地面積	m ²
4. 工事種目	本館棟外壁改修工事 RC造一部SRC造3階建て延べ床面積7,111.616m ²
5. 工事区分	建築工事 一式
6. 工 期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	項 目	特 記 事 項									
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>○下請金額が150万円(直接工事費)をこえる場合は、「本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、原則として徳島県建設工事指名業者名簿に登録された業者より選定すること。」</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする</p> <p>(1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの)</p> <p>(2) 補正説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <p>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること</p> <p>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。</p> <p>・本工事の外部足場が施設入り口上部に設けられるので、落下防止の措置として図示の範囲に構台を設置するものとする。</p> <p>・本工事の外部足場に落下防止として足場外周部にメッシュシート養生を設置するものとする。</p> <p>・本工事施工中、第3者危険防止の措置として、図示により工事範囲周囲に鋼製ガードフェンスを設置するものとする。(H=1.8m、延長91.9m)</p> <p>・材料、資材の搬出入路は別途図面によるものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること</p> <p>○車両系建設機械・フォークリフト等を使用している事業者は、労働安全衛生法によりこれらの機械について1年以内毎に1回特定自主検査(年次検査)を行うことが義務づけられている。</p>	<p>1. 適用基準等</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に60日間配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられていない)。</p> <p>・警備員は、延60人(昼60人：うち検定合格警備員60人)を見込んでいる。</p> <p>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 工事関係図書</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>									
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、當編課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等」◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <p>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場</p> <table border="1"> <tr> <td>・産業廃棄物の種類</td> <td>塵ブラ</td> </tr> <tr> <td>処分許可業者の会社名、所在地</td> <td>(株)丸八木村商店 吉野川市鳴島町鳴島652-1</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>吉野川市鳴島町鳴島652-1</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>1.6、3km</td> </tr> <tr> <td>処理単価(単抜き)</td> <td>10,000/m³</td> </tr> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	・産業廃棄物の種類	塵ブラ	処分許可業者の会社名、所在地	(株)丸八木村商店 吉野川市鳴島町鳴島652-1	処分地の所在地	吉野川市鳴島町鳴島652-1	運搬距離	1.6、3km	処理単価(単抜き)	10,000/m ³
・産業廃棄物の種類	塵ブラ										
処分許可業者の会社名、所在地	(株)丸八木村商店 吉野川市鳴島町鳴島652-1										
処分地の所在地	吉野川市鳴島町鳴島652-1										
運搬距離	1.6、3km										
処理単価(単抜き)	10,000/m ³										
5. 施工調査	<p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は、2週間とする。切り直し時期については、足場設置着手前とする。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p>										

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R 1 営繕 蔵本公園 徳・庄町 1 野球場本館棟外壁改修工事	●図面番号 A-01	(株)植野一級建築設計事務所 植野 清	R01・9
		●図面名 特記仕様書 1	●縮尺		

1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																									
6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、費給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div>	7. 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p>	8. 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遅滞のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>○印・・・適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>◎とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>補装</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	◎とび作業	防水	防水施工	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	塗装	塗装	・建築塗装作業	配管	配管	・建築配管作業	補装	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業	9. 技能士の適用	12. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(原図版) ・工事写真(写真帳1部(着事前・竣工)、電子データ2部) <p style="text-align: center;">写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)</p> <p>・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で明確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																												
仮設	とび	◎とび作業																																												
防水	防水施工	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業																																												
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																												
金属	建築板金	・内外装板金作業																																												
左官	左官	・左官作業																																												
塗装	塗装	・建築塗装作業																																												
配管	配管	・建築配管作業																																												
補装	造園	・造園工事作業																																												
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業																																												
区 分	サ イ ズ																																													
着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ																																													
工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ																																													
竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ																																													
		10. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	11. 工事検査及び技術検査																											
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																												
3千万円未満	—	1回																																												
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																												
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																												
1億円以上	2回	3回																																												

徳島県土木整備部営繕課

●工事名 R1営繕 蔵本公園 徳・庄町1
野球場本館棟外壁改修工事

●図面名 特記仕様書 2

●図面番号 A-02

●縮尺

(株) 榎野 一級建築設計事務所 榎野 清

徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644
FAX 088-665-5626



2章 改修仮設工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM(1FL)を±0とし、NGLはBM-(100)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類: 枠組本足場、仕様: 2枚布、D=90cm、シート仕様: フックシート) 外部足場(種類: 単館本足場、仕様: 1枚布、D=60cm、シート仕様: フックシート) 外部足場(種類: 持出し足場、仕様: 2枚布、D=90cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎仮囲い(仕様: ガードフェンス、H=1.8m、L=91.8m 成形鋼板 H=3.0m、L=12m)(図示) ◎ゲート(無) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
4. 養生	◎既存部分の養生範囲は工事範囲内とする。(養生方法: プレート等)
5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設けない)
6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る)、電力料金(有償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る)、水料金(有償)

項目	特記事項
7. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	
8. 仮設トイレの洋式化	

項目	特記事項
◎同用地は、(用意していないので業者にて)設けること。	
◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を 標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。	

項目	特記事項
1. 一般事項	
2. 塗膜防水	
3. シーリング	
4. アルミニウム製笠木	

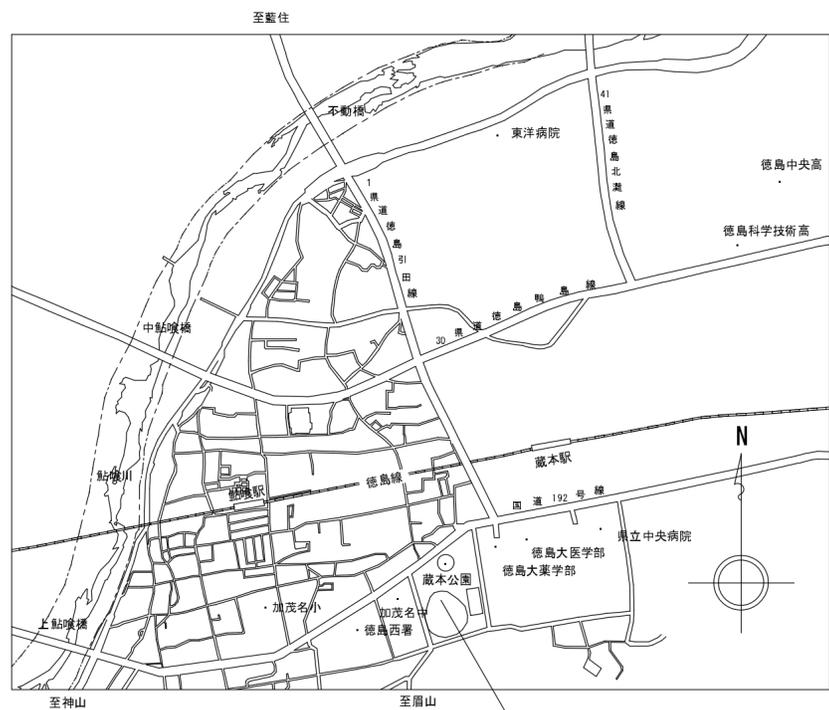
項目	特記事項																																									
◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他())とする。 ◎工 法: 新規 種 別: X-1 X-2 ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>仕 上 塗 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>X-1</td> <td>パノール</td> <td>7711/11/11系仕上塗料 0.2kg/m²</td> <td>樹脂モルタル下地</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>X-2</td> <td>パノール 笠木</td> <td>7711/11/11系仕上塗料 0.2kg/m²</td> <td>樹脂モルタル下地</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考	新規	X-1	パノール	7711/11/11系仕上塗料 0.2kg/m ²	樹脂モルタル下地	新規	X-2	パノール 笠木	7711/11/11系仕上塗料 0.2kg/m ²	樹脂モルタル下地																											
工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考																																						
新規	X-1	パノール	7711/11/11系仕上塗料 0.2kg/m ²	樹脂モルタル下地																																						
新規	X-2	パノール 笠木	7711/11/11系仕上塗料 0.2kg/m ²	樹脂モルタル下地																																						
◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。																																										
◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を行う。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)を行う。 ◎種類及び施工箇所																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>材 質</th> <th>既 存</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>改 修 工 法</th> <th>寸 法</th> <th>接 着 試 験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン系</td> <td>PS-2</td> <td>建具廻り</td> <td>再充填工法</td> <td>10×10</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>PS-2</td> <td>外部一般</td> <td>再充填工法</td> <td>15×10</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>PS-2</td> <td>打継ぎ</td> <td>再充填工法</td> <td>20×10</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記 号	材 質	既 存	施 工 箇 所	改 修 工 法	寸 法	接 着 試 験	MS-2	変成シリコン系	PS-2	建具廻り	再充填工法	10×10	有	PU-2	ポリウレタン系	PS-2	外部一般	再充填工法	15×10	有	PU-2	ポリウレタン系	PS-2	打継ぎ	再充填工法	20×10	有														
記 号	材 質	既 存	施 工 箇 所	改 修 工 法	寸 法	接 着 試 験																																				
MS-2	変成シリコン系	PS-2	建具廻り	再充填工法	10×10	有																																				
PU-2	ポリウレタン系	PS-2	外部一般	再充填工法	15×10	有																																				
PU-2	ポリウレタン系	PS-2	打継ぎ	再充填工法	20×10	有																																				
◎アルミニウム押し形材は、JIS H 4100によるA6063Sの規格品とする。 ◎付属部品の材料は、主材料製造所の仕様による。 ◎7/8水切り: 変形T形 t=1.5mm 50×135 ◎本体の表面処理は(B-1 種)とする。 付属部品の表面処理は、主材料製造所の仕様による。																																										

4章 外壁改修工事

項目	特記事項																																																																													
1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p>																																																																													
2. 外壁改修工法の種類及び材料	<p>◎コンクリート打ち直し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>材料：球状樹脂</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎モルタル塗仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下</td> <td>工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度形</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡未満</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/㎡ 指定：25本/㎡</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡以上</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：25本/㎡ 指定：40本/㎡</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 狭隘部</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎タイル張り仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> <th>目地部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下</td> <td>工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度形</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/㎡ 指定：25本/㎡</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：25本/㎡ 指定：40本/㎡</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 狭隘部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎接着剤、エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎外壁タイル面には仕上げ面劣化部の剥落防止システムは、ピンネット工法とする</p> <p>◎ピンネット工法に先立ち、外壁タイル面の劣化部(ひび割れ、浮き、欠損)の補修をおこなうこと</p> <p>◎ピンネット工法は工法の認定業者が施工するものとし、第三者賠償責任保険制度を付帯すること 工事完成後10年間、第三者に対して最高2億円(免責20万円)までの補償を行う</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度		Uカットシール材 充填工法	材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える		シール工法			充填工法		材料：球状樹脂	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度形			Uカットシール材 充填工法	材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える			シール工法				充填工法				アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡未満			エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/㎡ 指定：25本/㎡	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡以上			エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：25本/㎡ 指定：40本/㎡	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 狭隘部			エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部	樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度形				Uカットシール材 充填工法	材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える				アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡未満				エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/㎡ 指定：25本/㎡	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡以上				エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：25本/㎡ 指定：40本/㎡	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 狭隘部				エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m
工法	ひび割れ部	欠損部																																																																												
樹脂注入工法	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度																																																																													
Uカットシール材 充填工法	材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える																																																																													
シール工法																																																																														
充填工法		材料：球状樹脂																																																																												
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																																																											
樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度形																																																																													
Uカットシール材 充填工法	材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える																																																																													
シール工法																																																																														
充填工法																																																																														
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡未満			エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/㎡ 指定：25本/㎡																																																																											
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡以上			エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：25本/㎡ 指定：40本/㎡																																																																											
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 狭隘部			エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m																																																																											
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部																																																																										
樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200~300 エポキシ樹脂：中粘度形																																																																													
Uカットシール材 充填工法	材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える																																																																													
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡未満				エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/㎡ 指定：25本/㎡																																																																										
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 0.25㎡以上				エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：25本/㎡ 指定：40本/㎡																																																																										
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 狭隘部				エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m																																																																										
3. 塗り仕上げ外壁改修工事	<p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類と材料による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薄付け 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>高圧水洗浄 60~80kg/㎡</td> <td>コンクリート 打放し</td> <td></td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>高圧水洗浄 60~80kg/㎡</td> <td>コンクリート 打放し</td> <td>0-1 かむ系</td> <td>凸凹模様</td> <td>吹付</td> <td>有</td> <td>下記</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎複層塗材の上塗材は超低汚染水性型フッ素樹脂塗料とする</p> <p>◎外壁設備機器、配管廻りの施工は次による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピーカー、アンテナ、換気フード、壁等は養生のうえ吹付けを行う ・配管、ボックス類はそのまま吹付けを行うが、ブリカ(可とう電線管)は吹付けを行ってもすぐに剥げるので養生をするためにブリカを固定しているサドルを外して養生を行い、吹付け完了後再度サドルを取り付ける 	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	高圧水洗浄 60~80kg/㎡	コンクリート 打放し		砂壁状	吹付	有		複層 仕上塗材 JIS A 6909	高圧水洗浄 60~80kg/㎡	コンクリート 打放し	0-1 かむ系	凸凹模様	吹付	有	下記																																																					
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																																																																							
薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	高圧水洗浄 60~80kg/㎡	コンクリート 打放し		砂壁状	吹付	有																																																																								
複層 仕上塗材 JIS A 6909	高圧水洗浄 60~80kg/㎡	コンクリート 打放し	0-1 かむ系	凸凹模様	吹付	有	下記																																																																							

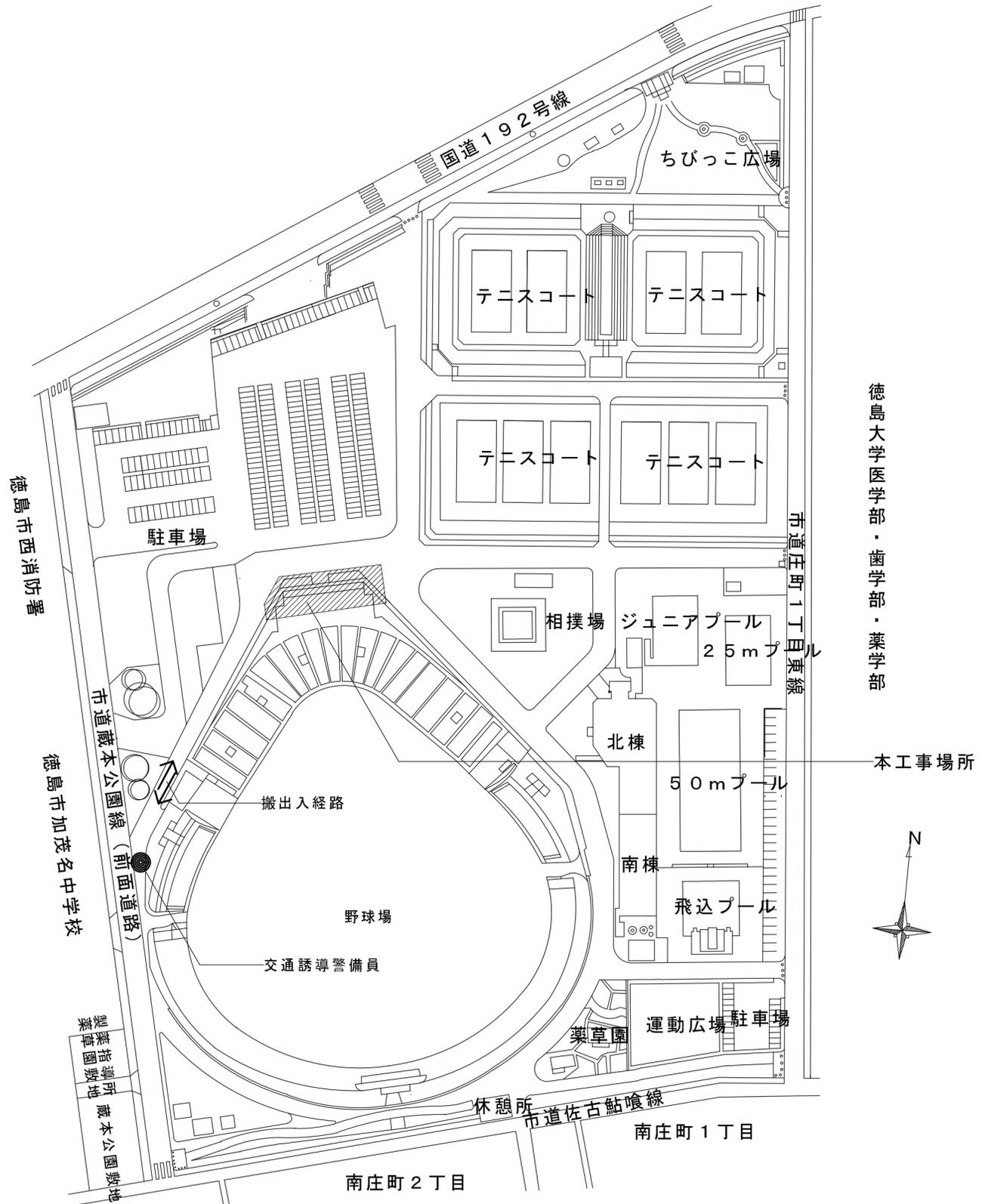
5章 塗装改修工事

項目	特記事項																																																					
1. 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																																																					
2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>B種</td> <td></td> <td>R,B種</td> <td>A種</td> <td></td> <td>塗替</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄鋼面	B種		R,B種	A種		塗替																																			
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																																																
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																	
鉄鋼面	B種		R,B種	A種		塗替																																																
3. 耐候性塗料塗り(DP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>工程</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋</td> <td>3種*</td> <td>マルチ樹脂</td> <td></td> <td>メーカー仕様</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	工程	下地調整	備考	橋	3種*	マルチ樹脂		メーカー仕様																																											
区分	種別	工程	下地調整	備考																																																		
橋	3種*	マルチ樹脂		メーカー仕様																																																		



付近見取図

本工事場所

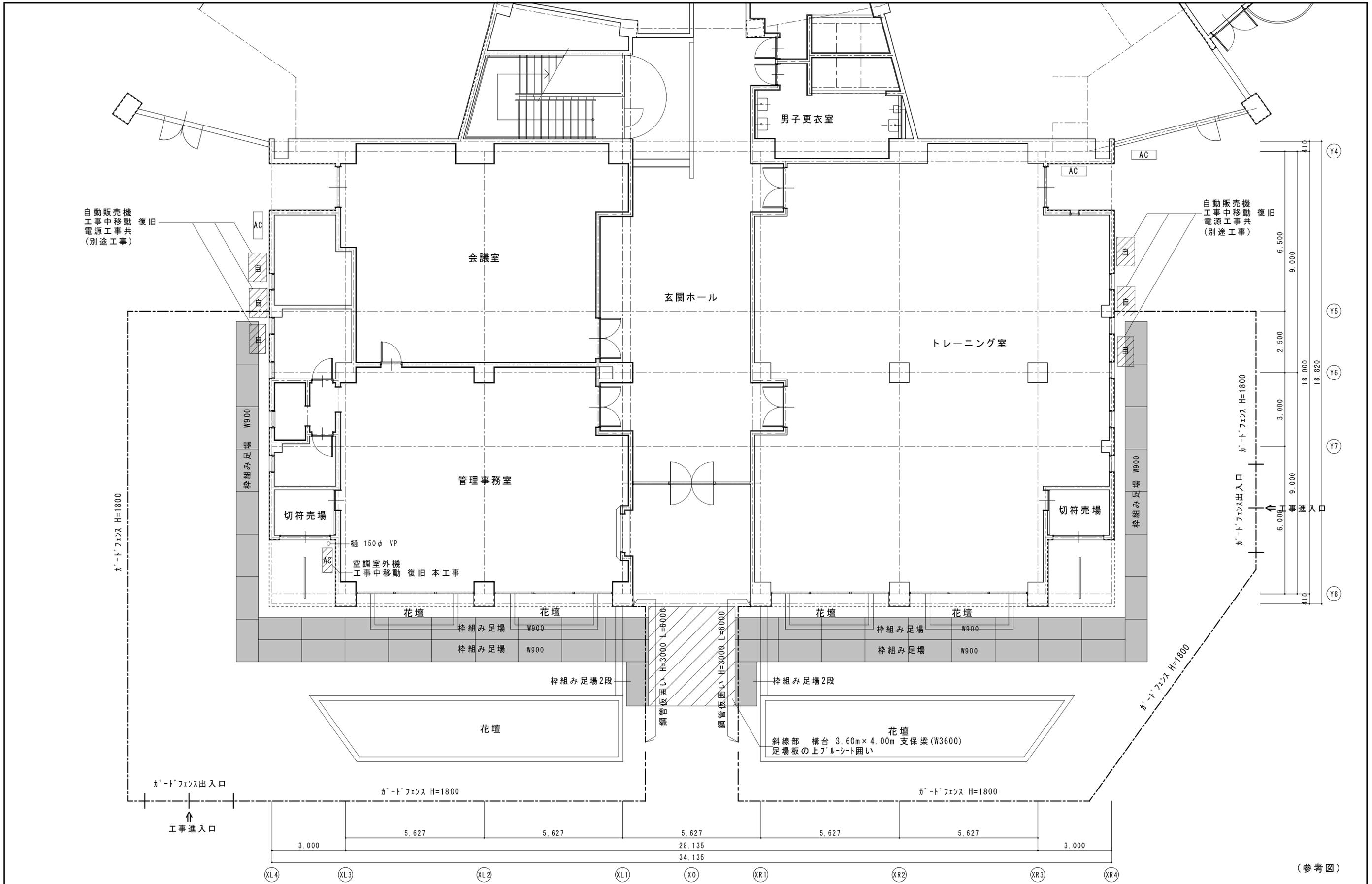


徳島大学医学部・歯学部・薬学部

本工事場所

配置図 1/2000

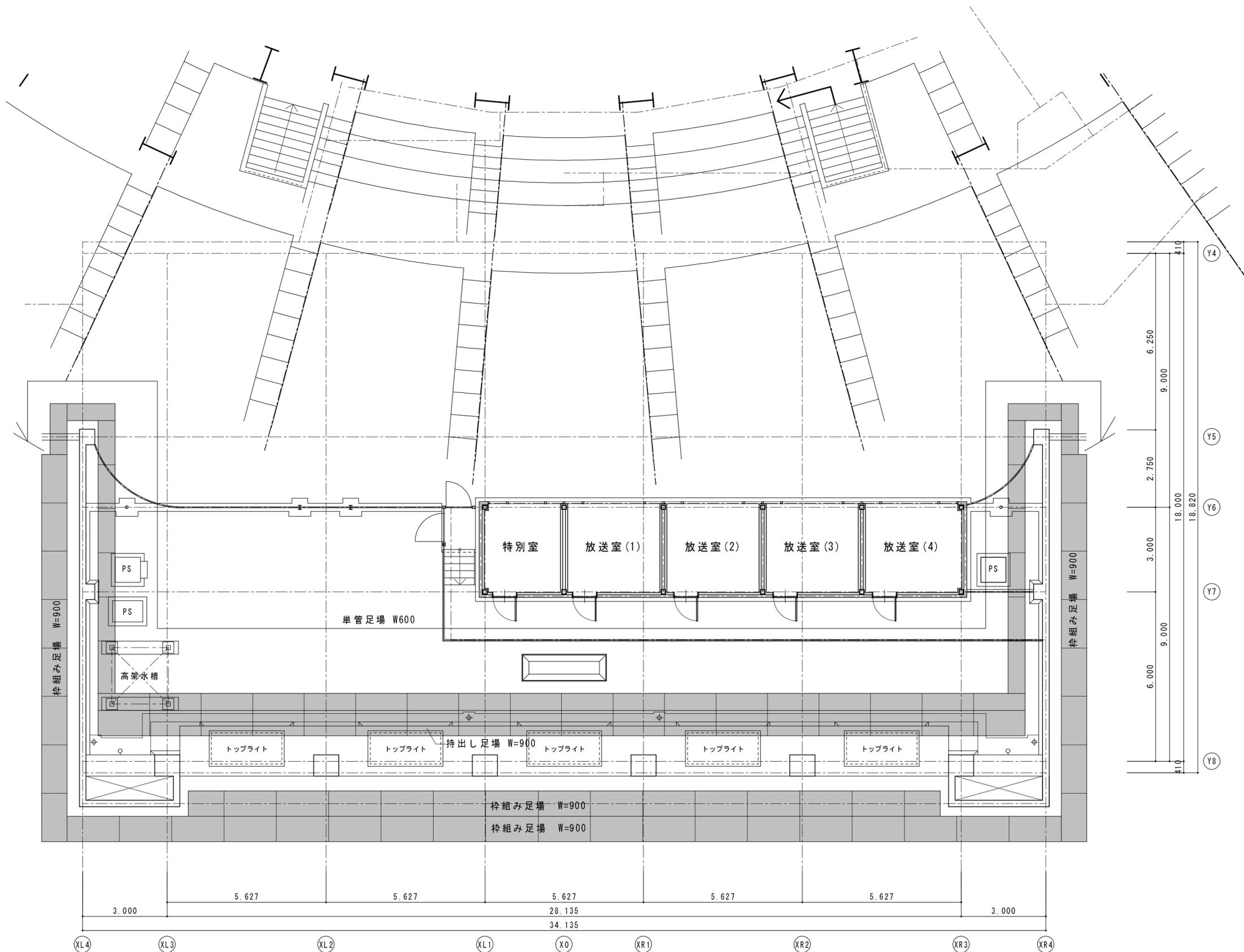
徳島県土整備部営繕課	<ul style="list-style-type: none"> ●工事名 R1営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟外壁改修工事 ●図面名 付近見取り図・配置図 	<ul style="list-style-type: none"> ●図面番号 A-05 ●縮尺 1:2000 	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R01・9 
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------



(参考図)

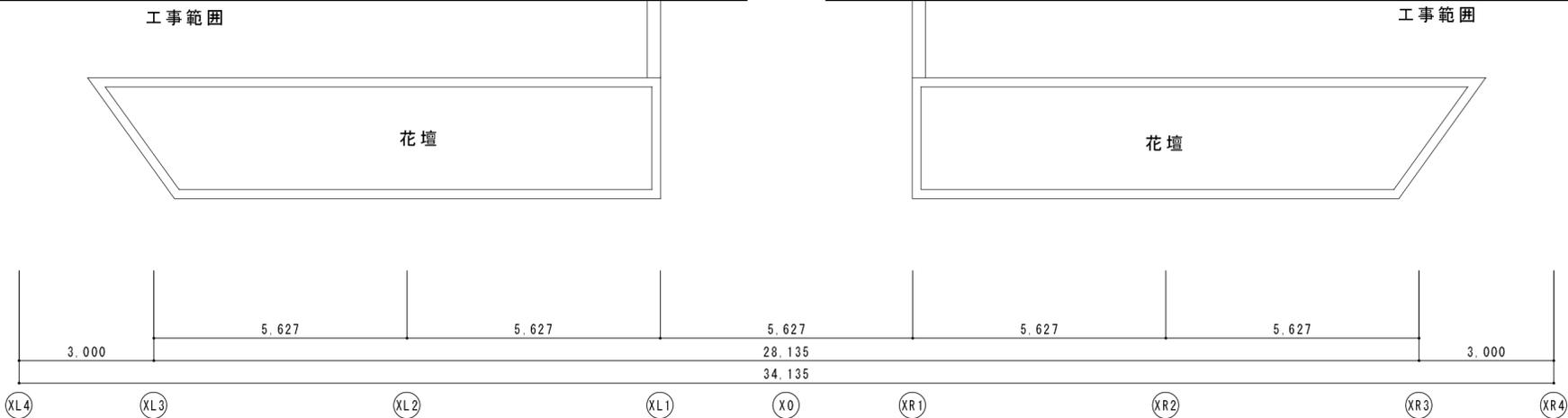
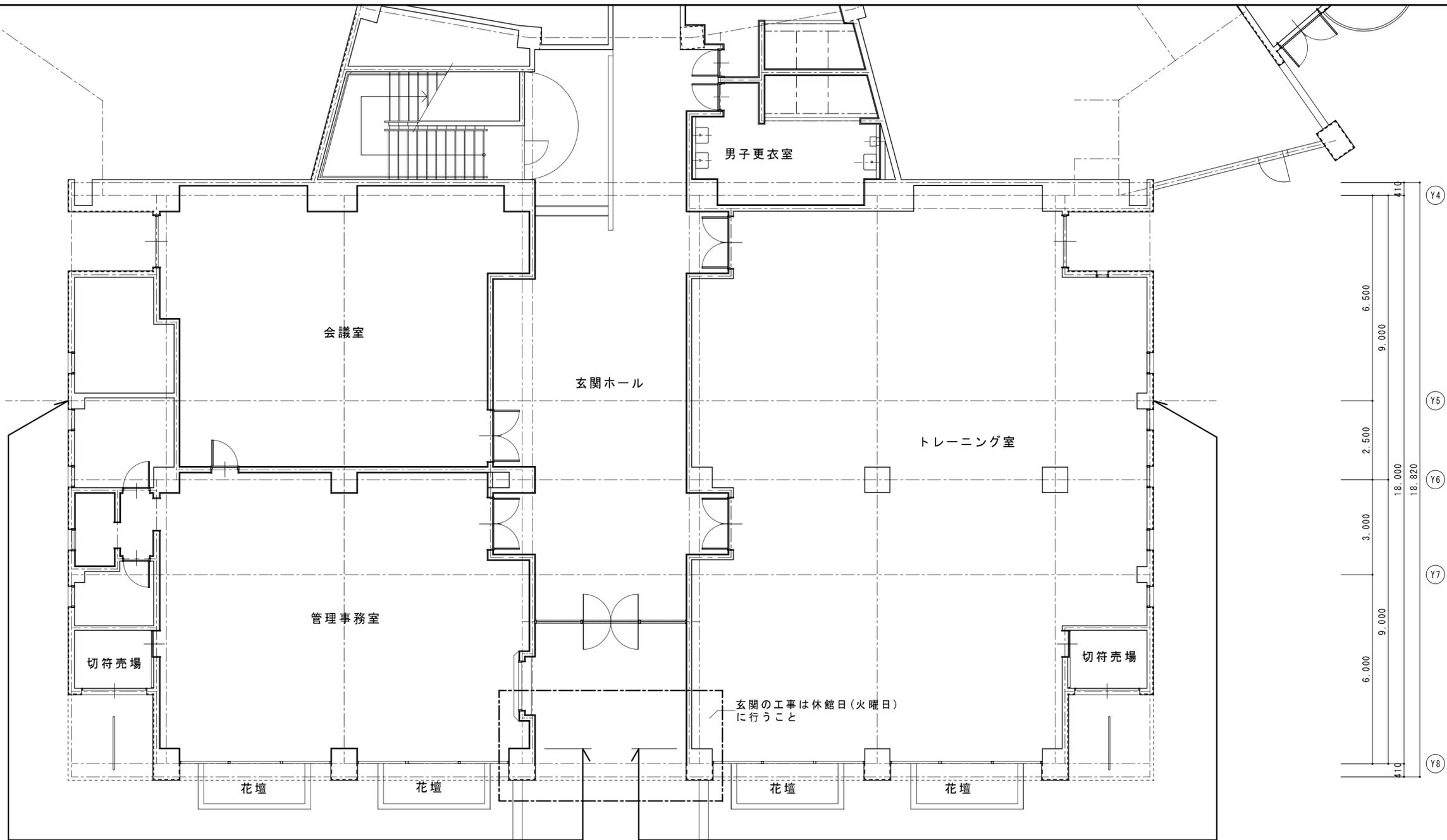
徳島県土整備部営繕課 徳島市川内町榎瀬久木821	●工事名 R1 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館外壁改修工事 ●図面名 1階 仮設計画図	●図面番号 A-06 ●縮尺 1:100	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626
-----------------------------	----------------------------------------------------	-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------



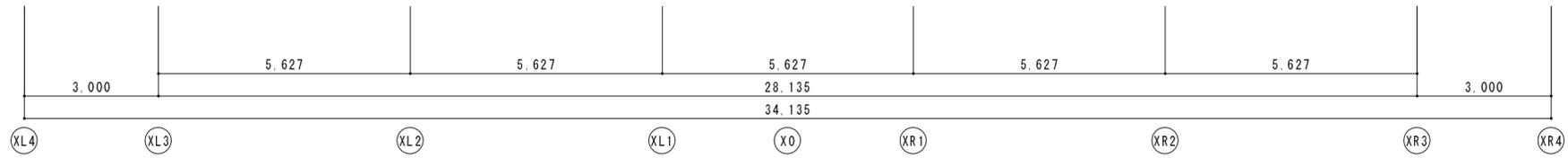
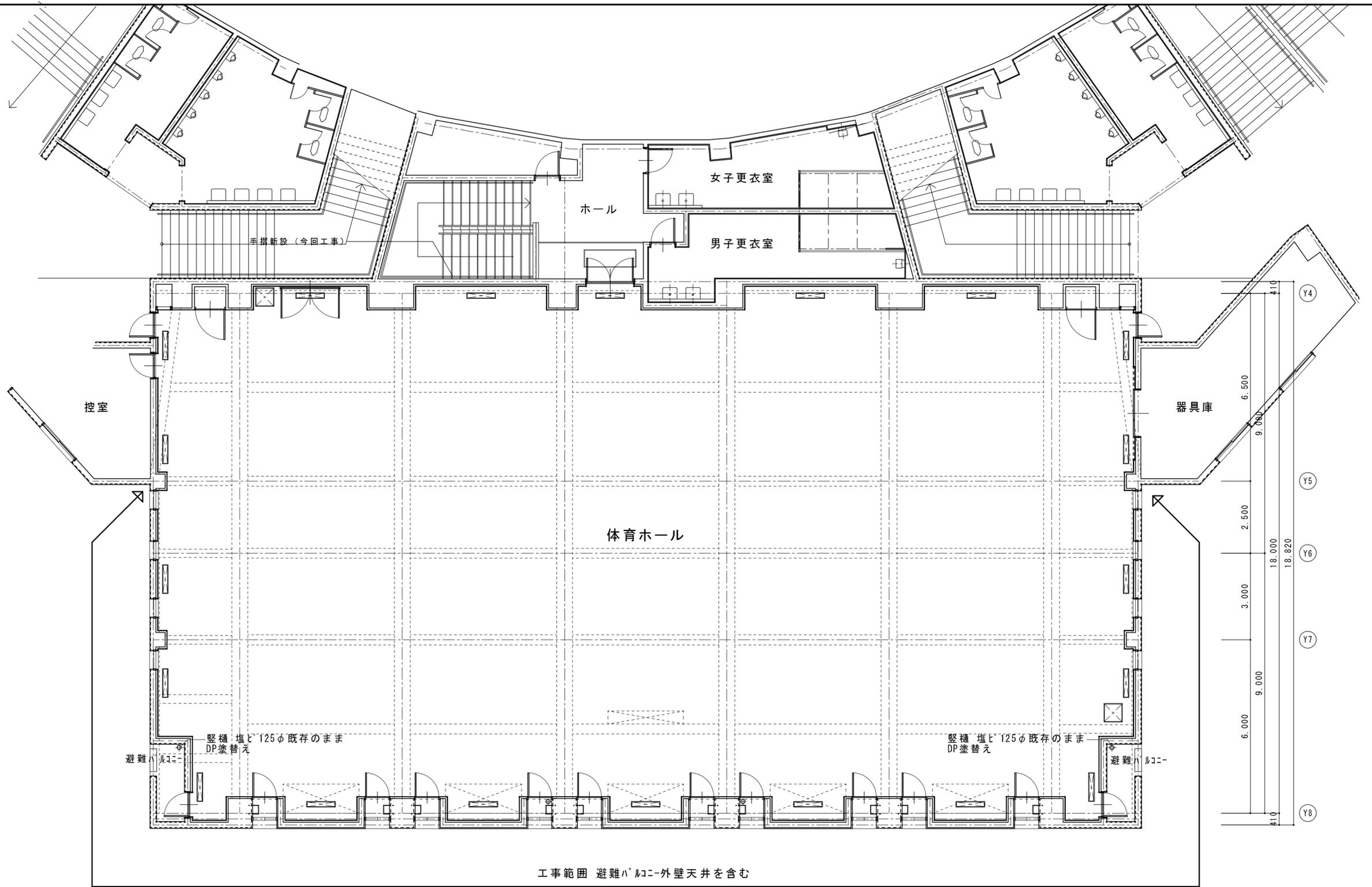


(参考図)

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟外壁改修工事 ●図面名 3階 仮設計画図	●図面番号 A-07 ●縮尺 1:100	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R01・9 
------------	--------------------------------------------------------	-------------------------	----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

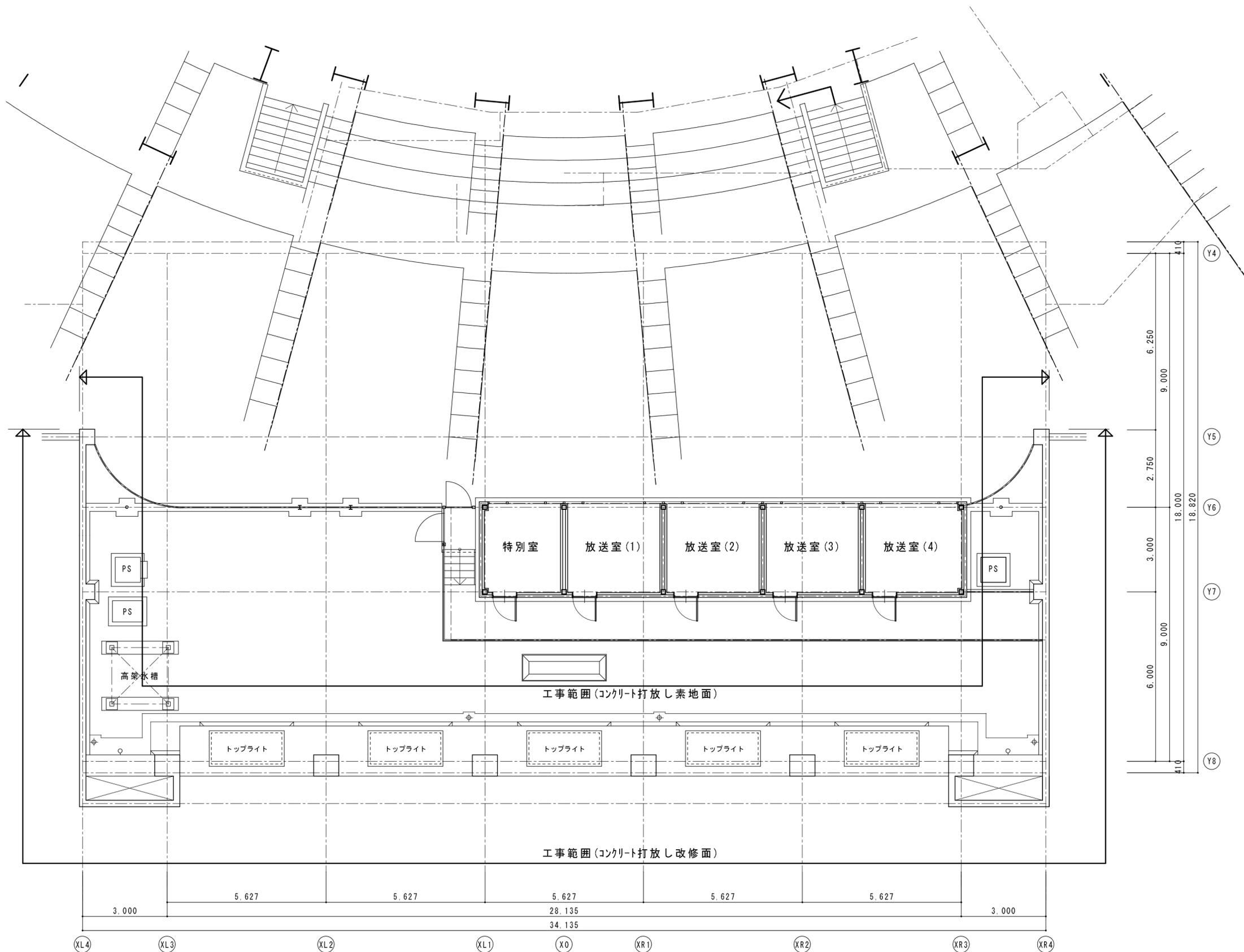


	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟外壁改修工事 ●図面名 1階 平面図	●図面番号 A-08 ●縮尺 1:100	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R01・9  
--	------------	---------------------------------------------------	-------------------------	-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



工事範囲 避難ハルニ-外壁天井を含む

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟外壁改修工事 ●図面名 2階 平面図	●図面番号 A-09 ●縮尺	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R01・9
--	------------	-----------------------------------------------------	-------------------	----------------------------------------------------------------------------	-------



徳島県土整備部営繕課
徳島県土整備部営繕課
徳島県土整備部営繕課

●工事名 R1 営繕 蔵本公園 徳・庄町1
野球場本館棟外壁改修工事

●図面名 3階 平面図

●図面番号 A-10

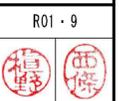
●縮尺 1:100

(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清

徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644
FAX 088-665-5626

R01・9

榎野 清

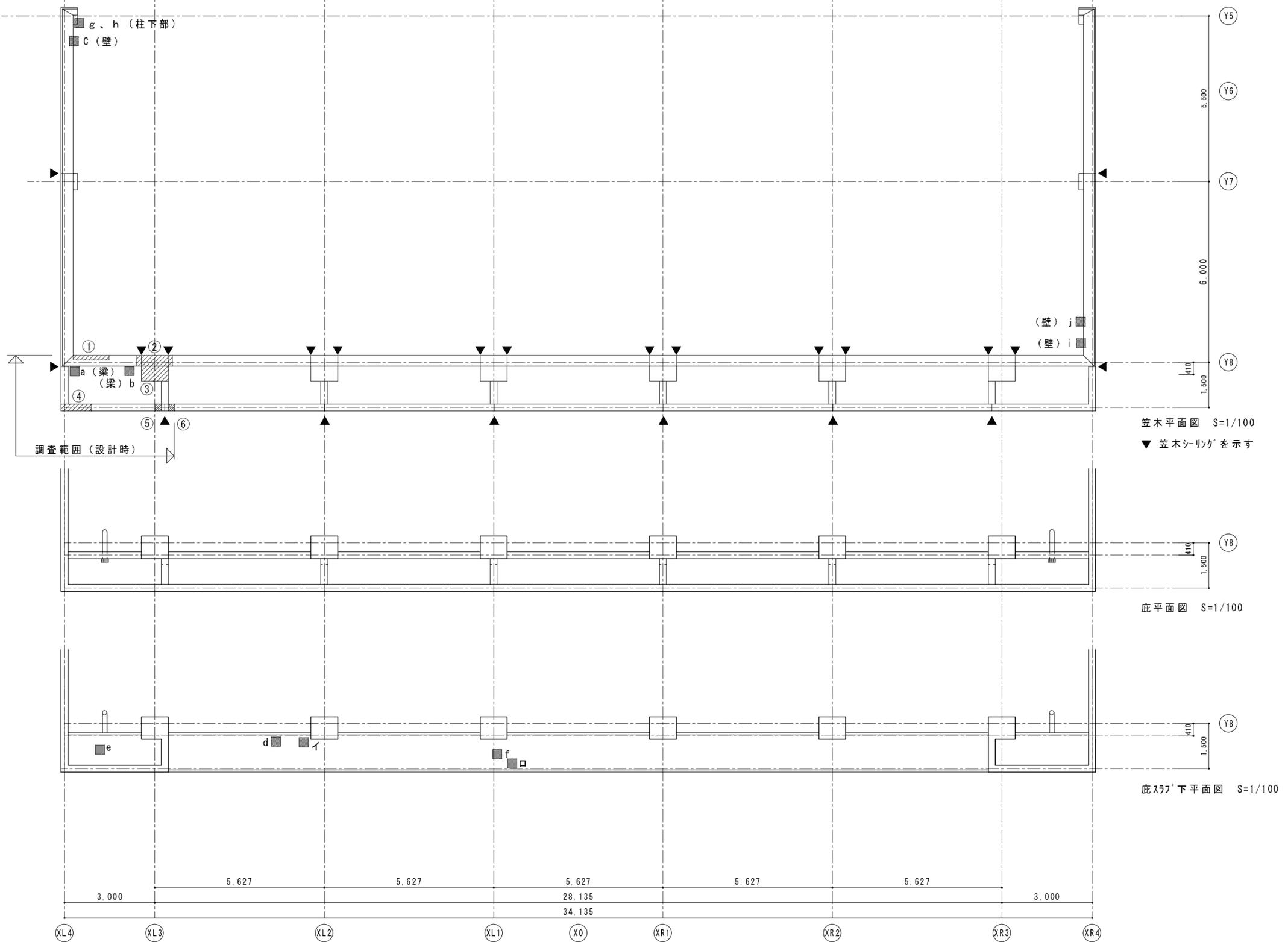


3階 鉄筋爆裂 W=100	
a	200
b	100
c	150
d	200
e	50
f	50
g	150
h	250
i	150
j	100
L=1.40m	

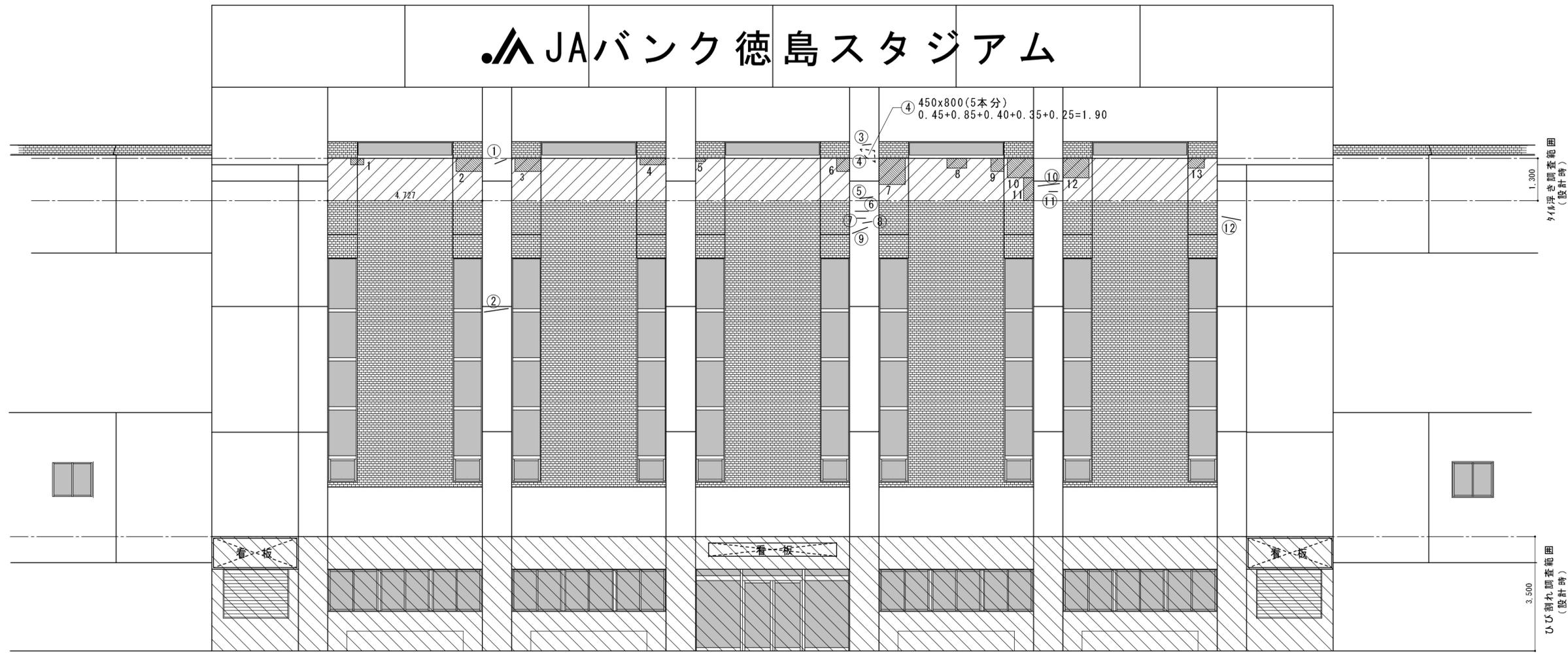
3階 コンクリート欠損	
イ	100x50
ロ	100x50
L=0.20m	

笠木 浮き	
①	1200x150=0.18
②	1200x350=0.42
③	850x530=0.45
④	1000x230=0.23
⑤	200x230=0.05
⑥	200x230=0.05
	1.38 m ²
平面	0.87 m ²
狭あい部	0.51 m ² 2.60m

調査範囲面積	
笠木	3.65x0.35 = 1.28
	0.85x0.53 = 0.45
	1.26x0.23 = 0.29
	0.76x0.23 = 0.17
	3.65x0.23 = 0.84
庇	3.10x0.31 = 2.82
	2.44x0.18 = 0.44
	3.10x0.23 = 0.71
	3.10x0.07 = 0.22
	0.91x0.10x2 = 0.18
計	7.40m ²



JAバンク徳島スタジアム



北立面図 (現況) S=1/100

鉄筋爆裂	
①	0.10
②	0.60
③	0.15
④	1.90
⑤	0.20
⑥	0.35
⑦	0.45
⑧	0.25
⑨	0.45
⑩	0.45
⑪	0.25
⑫	0.30
計	L=5.45m

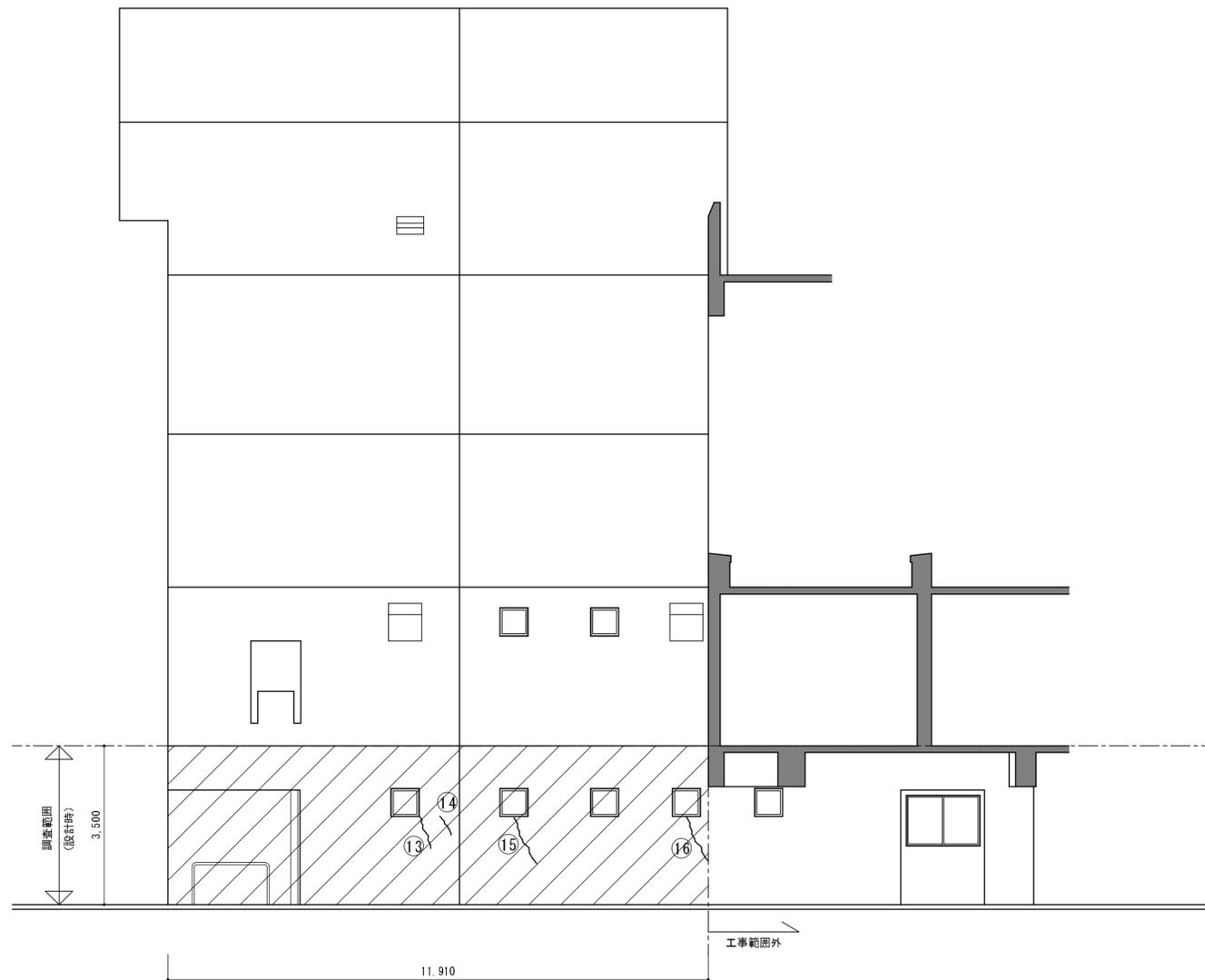
ひび浮き				単位: m ²
番号	縦	横	面積	
1	0.20	0.40	0.08	
2	0.40	0.80	0.32	
3	0.40	0.80	0.32	
4	0.20	0.80	0.16	
5	0.10	0.30	0.03	
6	0.40	0.40	0.16	
7	0.80	0.80	0.64	
8	0.30	0.60	0.18	
9	0.40	0.40	0.16	
10	0.60	0.80	0.48	
11	0.70	0.30	0.21	
12	0.60	0.80	0.48	
13	0.30	0.50	0.15	
合計			3.37	

ひび浮き調査面積				単位: m ²
W	H	箇所	面積	
4.72	1.30	5	30.68	

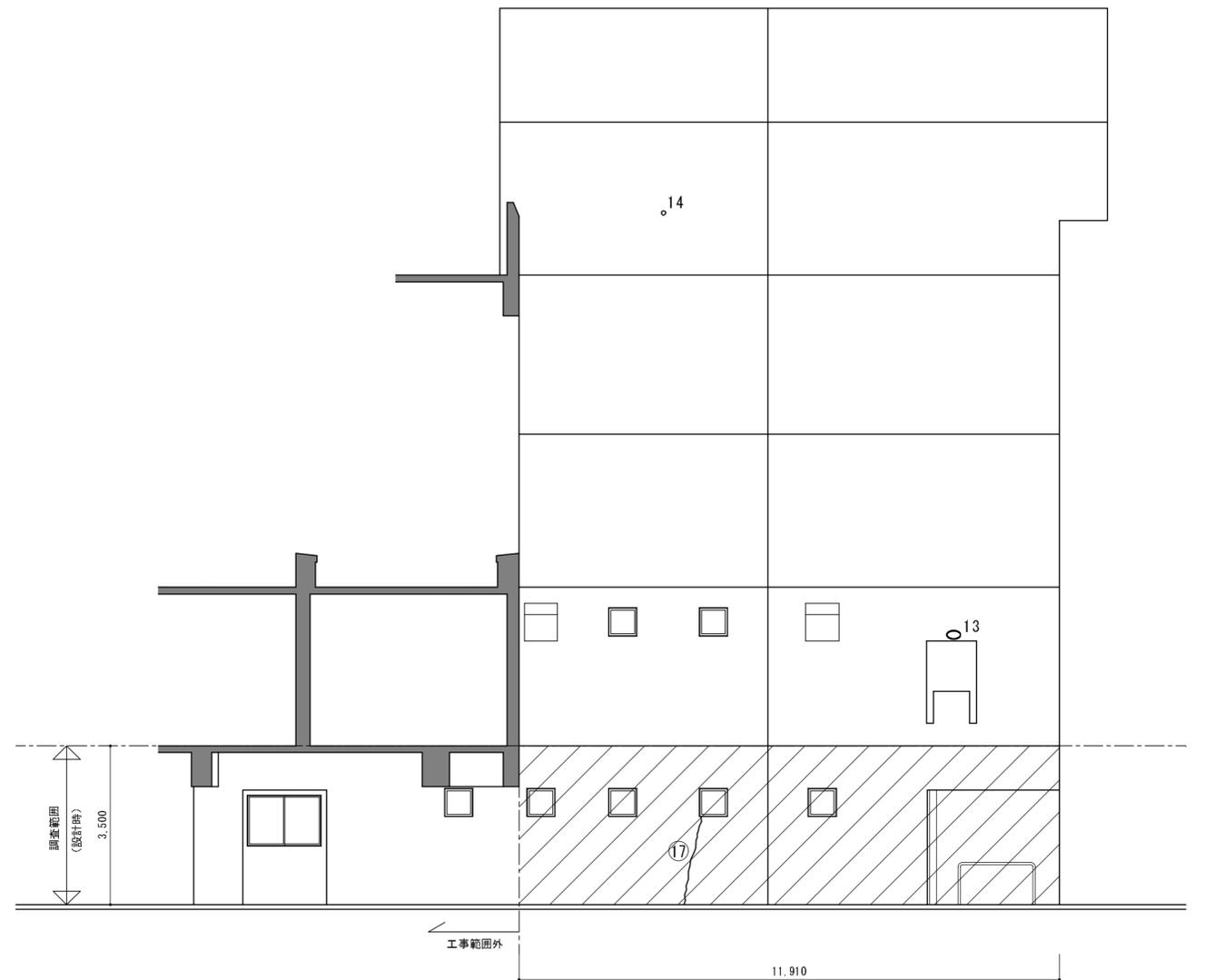
北面クラック		単位: m
		0.00

ひび割れ調査面積				単位: m ²
W	H	箇所	面積	
34.33	3.50	1	120.15	
▲ 4.72	2.50	5	59.00	
▲ 2.00	1.50	2	6.00	
合計			55.15	





西面立面図(現況) S=1/100



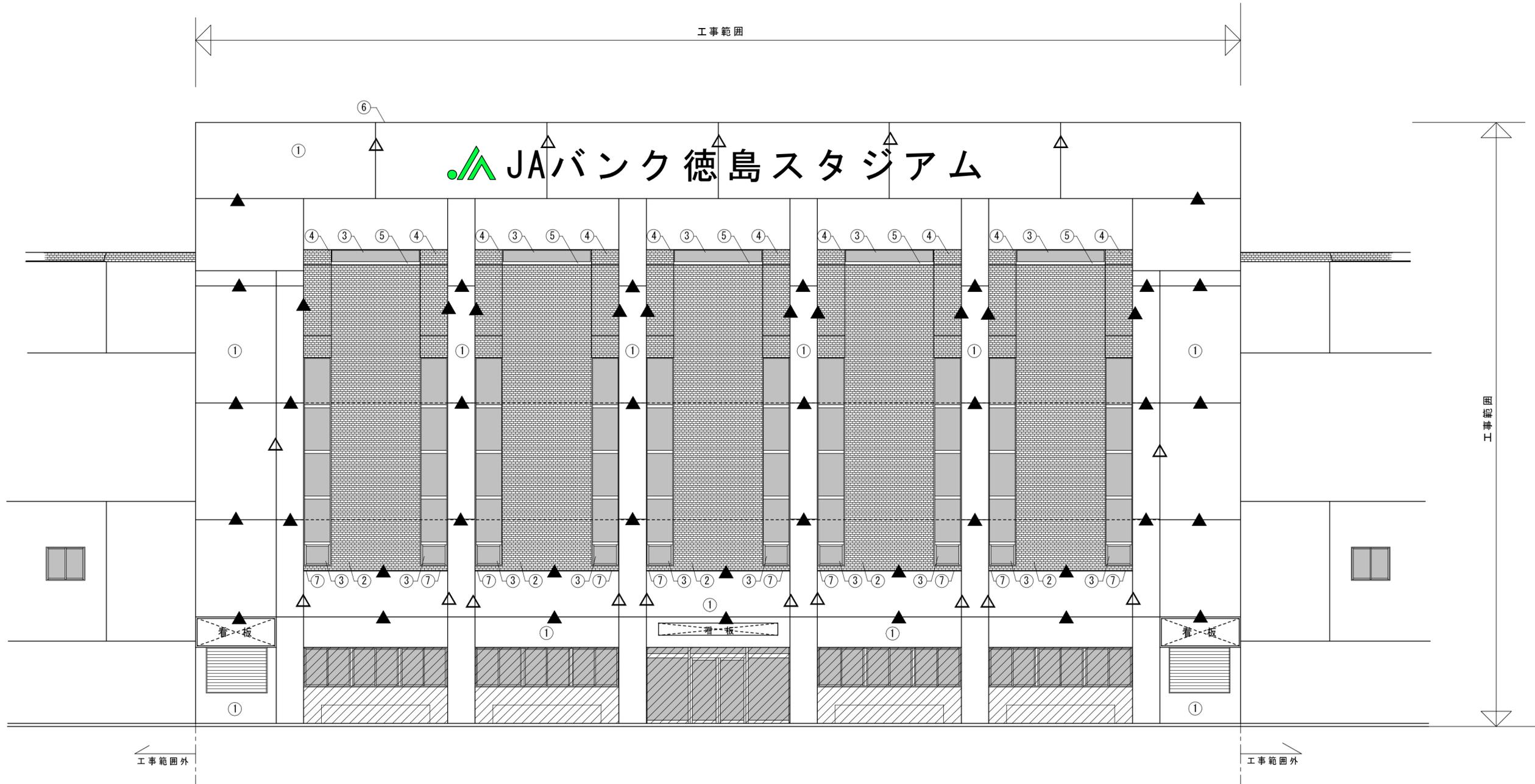
東面立面図(現況) S=1/100

東西面 クラック		
⑬	0.60	0.2mm
⑭	0.50	0.2mm
⑮	1.00	0.2mm
⑯	1.00	0.2mm
⑰	1.50	0.2mm
計	4.60m	

ひび割れ調査面積				単位: m ²
W	H	箇所	面積	
11.91	3.50	2	83.37	
▲ 0.60	0.60	8	2.88	
合計			80.49	

鉄筋爆裂	
13	0.30
14	0.05
合計	L=0.35m

JAバンク徳島スタジアム



北立面図(改修) S=1/100

記号	場所	既存仕上げ	既存処理	改修仕上げ
①	外壁	コンクリート打放し若返りシステム施工済み	高圧水洗、下地処理	弾性吹付けタイル
②	外壁	二丁掛け石器質タイル貼り	高圧水洗、ピンネット工法	弾性吹付けタイル(2色色分け)
③	窓(トップライト)	アルミ、フロートガラス	既存のまま	サッシ、ガラスクリーニング
④	壁上部	二丁掛け石器質タイル貼り・塗膜防水	既存のまま	水洗い
⑤	7#ミ水切			7#ミ水切 t=1.5 50×135
⑥	笠木	モルタル塗り	高圧水洗、下地処理	塗膜防水 伸縮目地シーリング打替え
⑦	面台	防水モルタルコテ押え	高圧水洗、下地処理	塗膜防水

 改修範囲外 建具廻りシーリング共

 シーリング打替
 シーリング打替
 シーリング打替
 化粧目地 打継目地 伸縮目地
 窓廻りシーリング共

徳島県土整備部営繕課

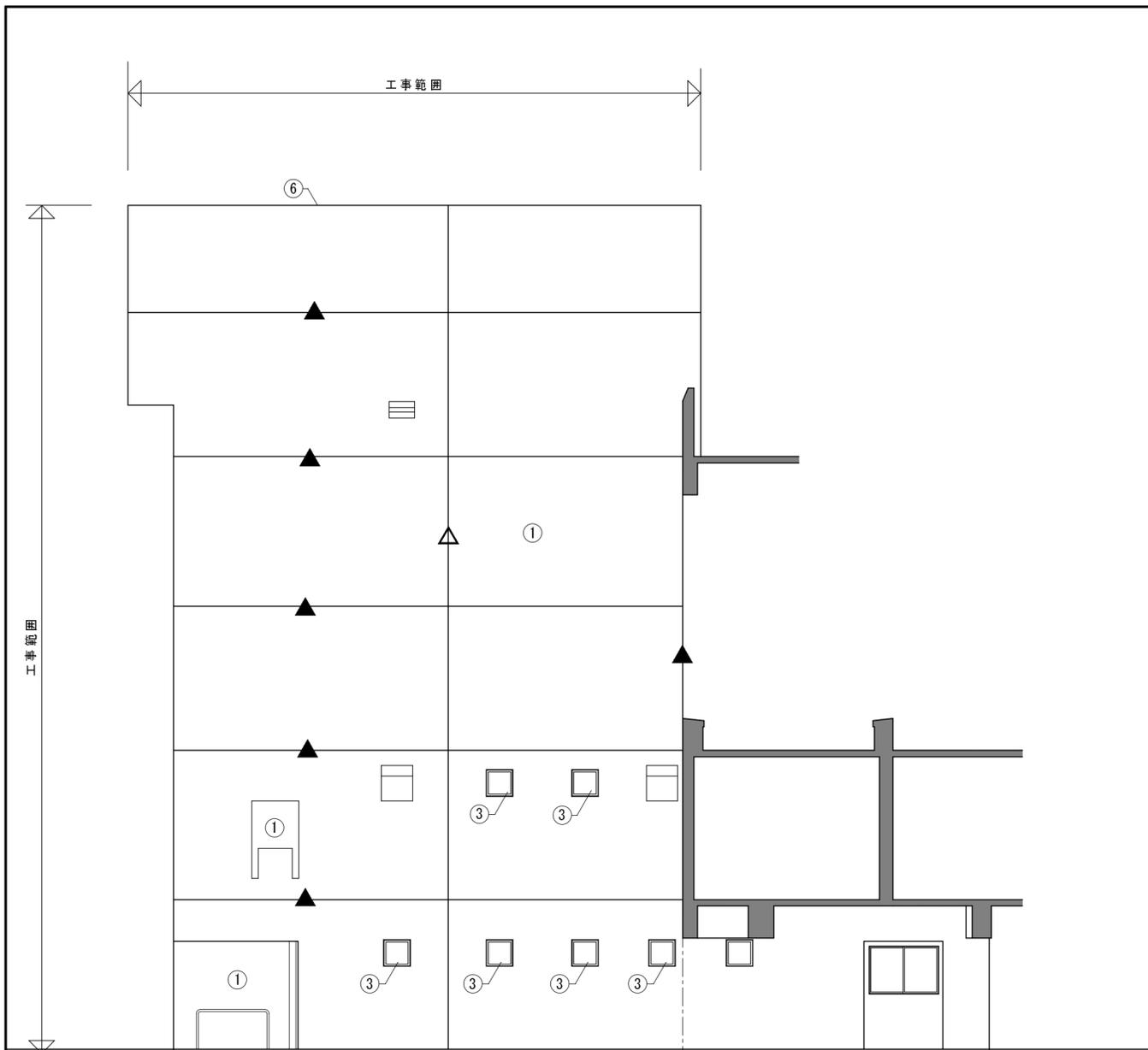
●工事名 R1営繕 蔵本公園 徳・庄町1
 野球場本館棟外壁改修工事
 ●図面名 北面 改修立面図

●図面番号 A-14
 ●縮尺 1:100

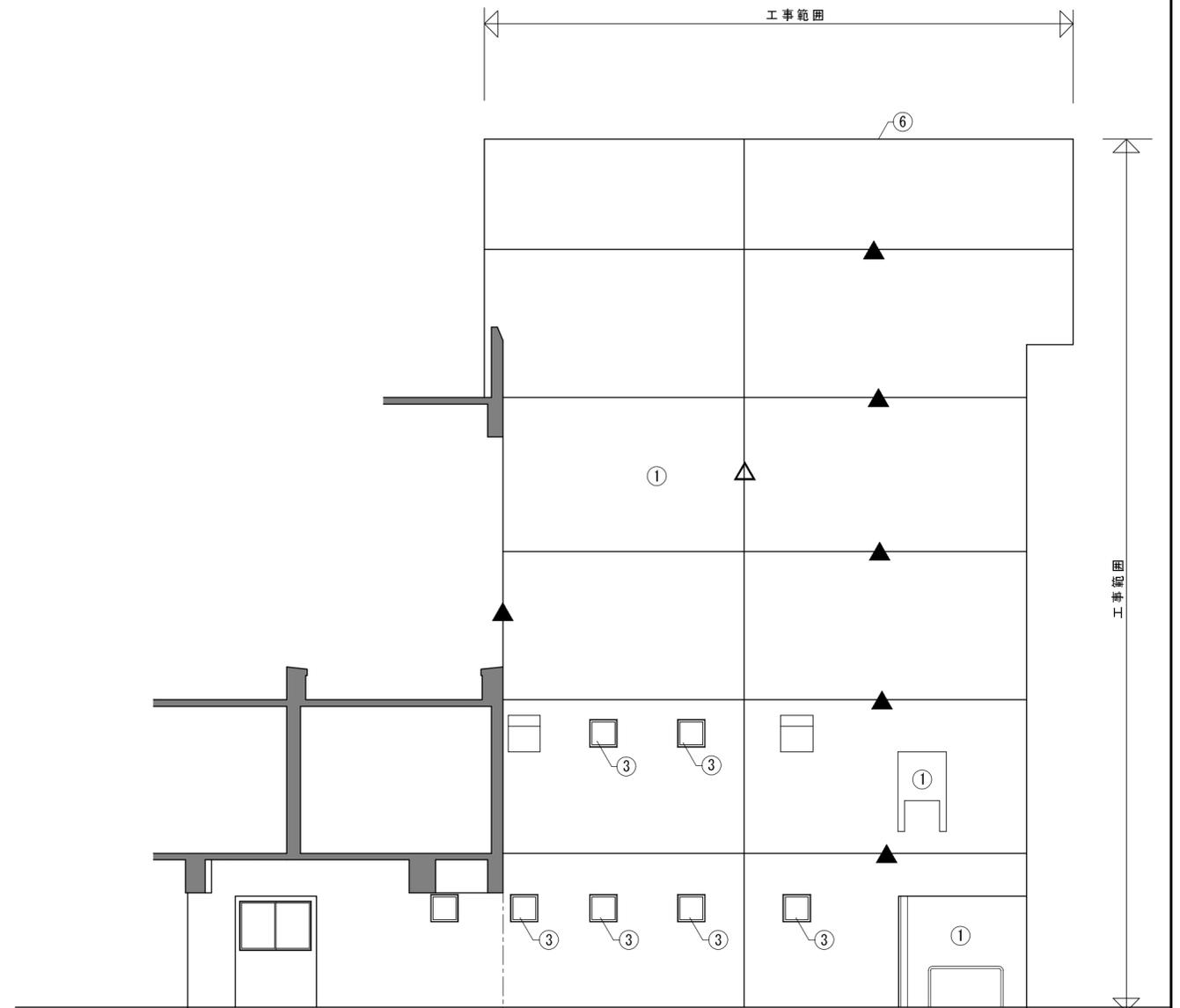
(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清
 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644
 FAX 088-665-5626

R01・9





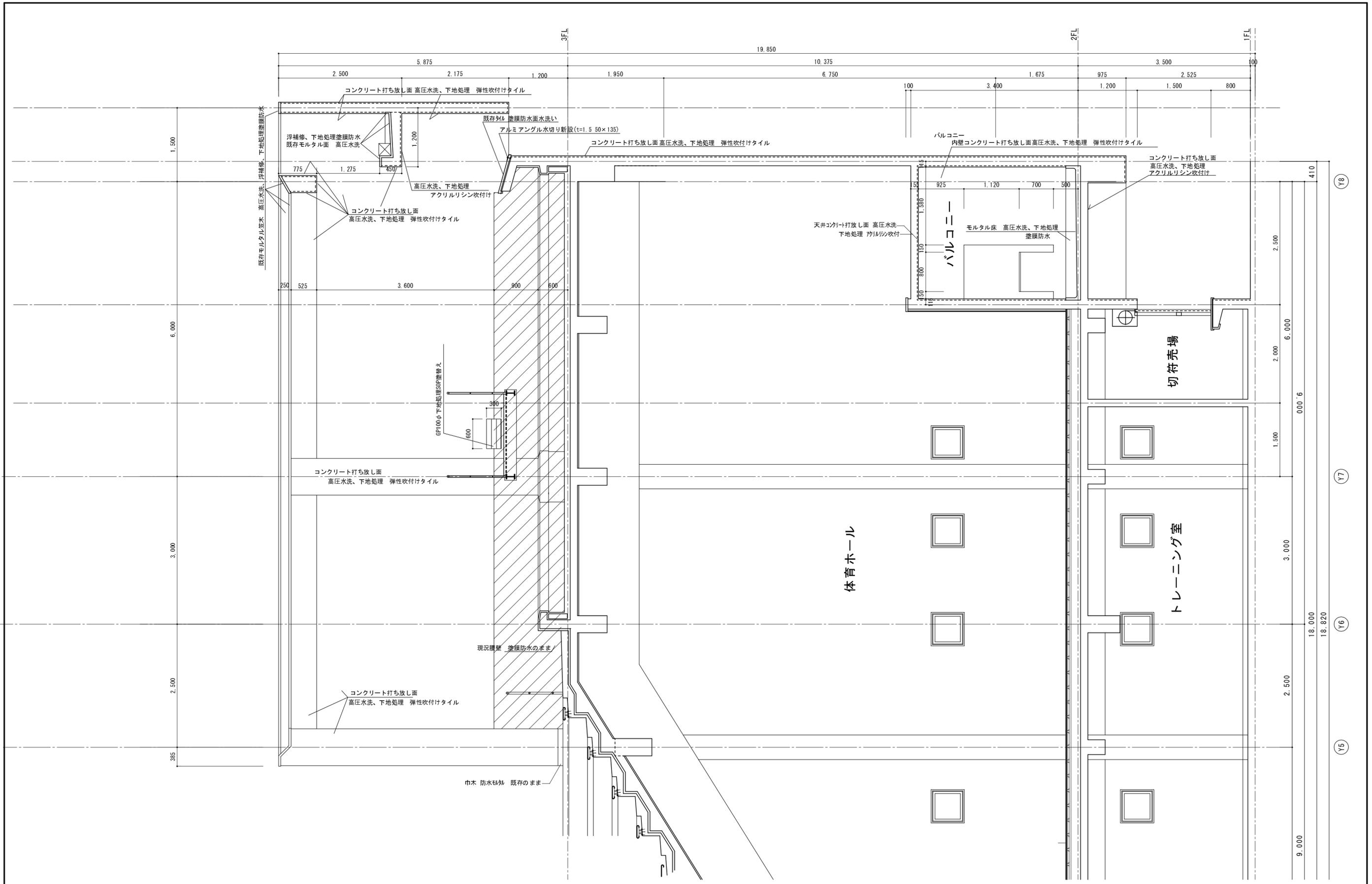
西 立面图 (改修) S=1/100



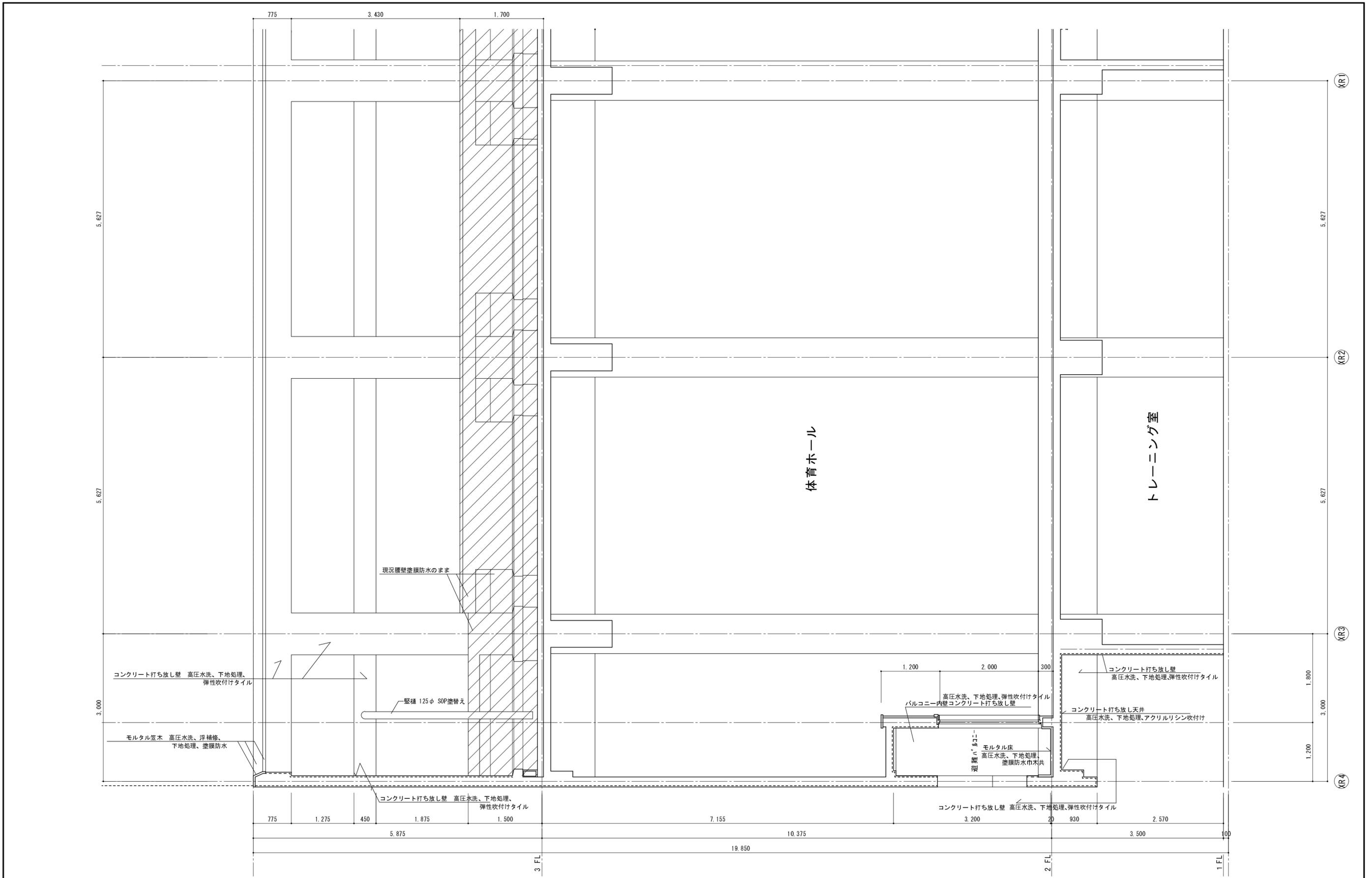
東 立面图 (改修) S=1/100

記号	場所	既存仕上げ	既存処理	改修仕上げ
①	外壁	コンクリート打放し若返りシステム施工済み	高圧水洗、下地処理	弾性吹付けタイル
②	外壁	二丁掛け石器質タイル貼り	高圧水洗、ピンネット工法	弾性吹付けタイル(2色色分け)
③	窓(トップライト)	アルミ、フロートガラス	既存のまま	サッシ、ガラスクリーニング
④	壁上部	二丁掛け石器質タイル貼り・塗膜防水	既存のまま	水洗い
⑤	7#ミ水切			7#ミ水切 t=1.5 50×135
⑥	笠木	モルタル塗り	高圧水洗、下地処理	塗膜防水 伸縮目地シーリング打替え
⑦	面台	防水モルタルコテ押え	高圧水洗、下地処理	塗膜防水

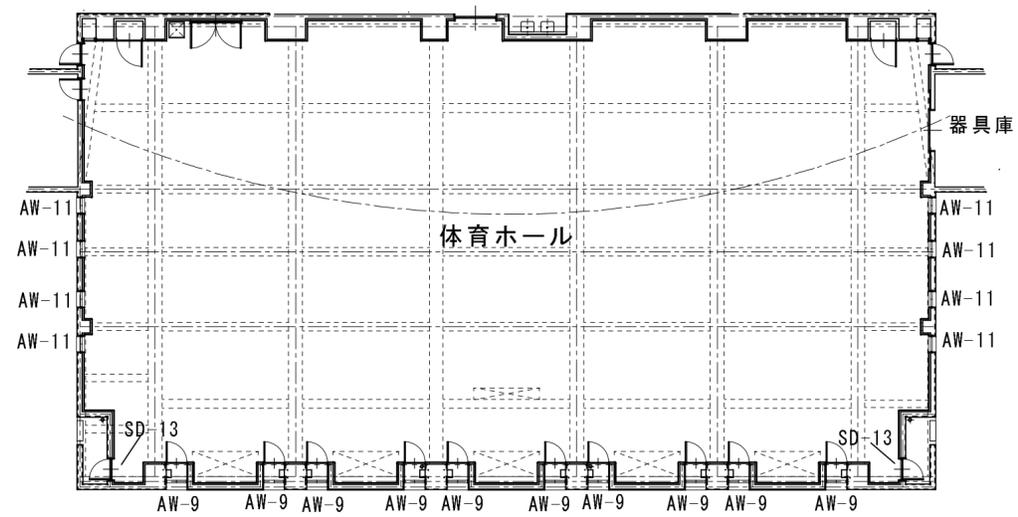
化粧目地 打継目地 伸縮目地
 シーリング打替
 窓廻りシーリング共



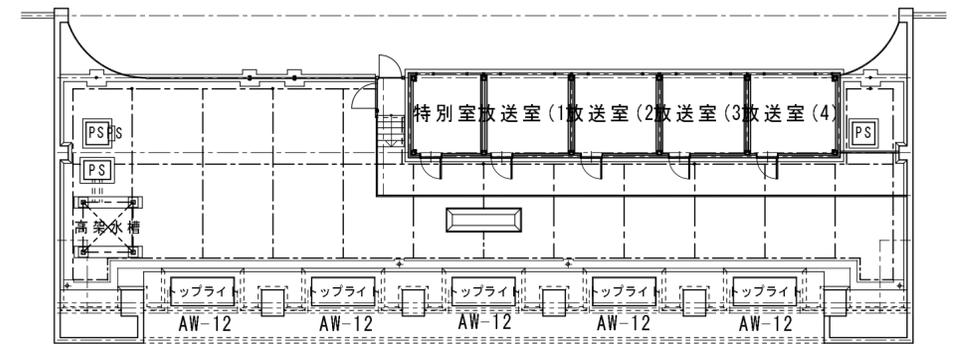
<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R1 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟外壁改修工事</p> <p>●図面名 断面詳細図 2</p>	<p>●図面番号 A-17</p> <p>●縮尺 1:50</p>	<p>(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清</p> <p>徳島市川内町榎瀬久木 8 2 1 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626</p>	<p>R01・9</p>  
-------------------	-------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R1 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟外壁改修工事</p> <p>●図面名 断面詳細図 3</p>	<p>●図面番号 A-18</p> <p>●縮尺 1:50</p>	<p>(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清</p> <p>徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626</p>	<p>R01・9</p>  
-------------------	---------------------------------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

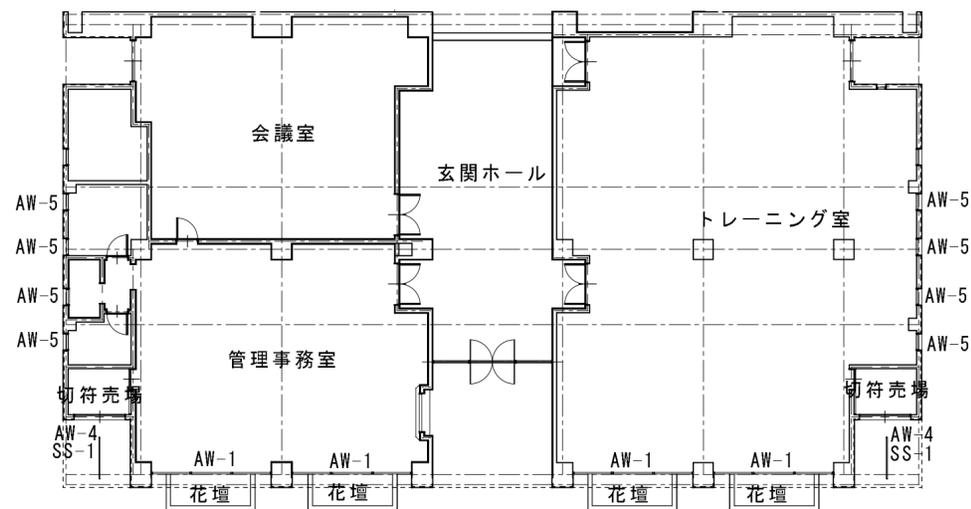


2 階 建 具 伏 図



3 階 建 具 伏 図

※既存外部建具：サッシ、ガラスクリーニングを行うこと



1 階 建 具 伏 図

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟外壁改修工事 ●図面名 既存 建具伏図	●図面番号 A-19 ●縮尺 1:200	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R01・9  
--	------------	-------------------------------------------------------	-------------------------	----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

符号・名称	AW-1 3連引違い窓	AW-4 引違窓付き嵌め殺し窓	AW-5 打倒し窓	AW-9 突出し窓付き4段嵌殺し窓	AW-11 突出し窓
室名	管理事務所・トレーニング室	切符売場	男子、女子更衣室・湯沸室、倉庫、トレーニング室	体育ホール	体育ホール
改修事項	サッシ、ガラスクリーニング	シーリング打替え サッシ、ガラスクリーニング	シーリング打替え サッシ、ガラスクリーニング	シーリング打替え サッシ、ガラスクリーニング	シーリング打替え サッシ、ガラスクリーニング
姿図					
数量	4ヶ所	2ヶ所	8ヶ所		8ヶ所 (4ヶ所突出窓 4ヶ所換気扇枠に変更)
材質	アルミ 枠見込70	同左	同左		アルミ枠見込70
硝子	線入フロート t=6.8	線入型硝子t=6.8	同左		線入型硝子t=6.8
建具金物					
備考	網戸	下部Fix亚克力板t=6	網戸		
符号・名称	AW-12 屋上Fixトップライト				
室名	体育ホール				
改修事項	サッシ、ガラスクリーニング				
姿図					
数量	5ヶ所			10ヶ所	
材質	アルミ			アルミ枠見込100	
硝子	網入フロート t=10			線入フロートt=6.8	
建具金物					
備考					
符号・名称	SD-13 鋼製片開戸	SS-1 鋼製シャッター			
室名	体育ホール	切符売場			
改修事項	シーリング打替え サッシ、ガラスクリーニング				
姿図					
数量	2ヶ所	2ヶ所			
材質	スチール製 SOP塗り	スチール製 SOP塗り			
硝子					
建具金物					
備考					※サッシ、ガラスクリーニングは外部のみとする

現況

空調工事仕様書

I. 工事種目

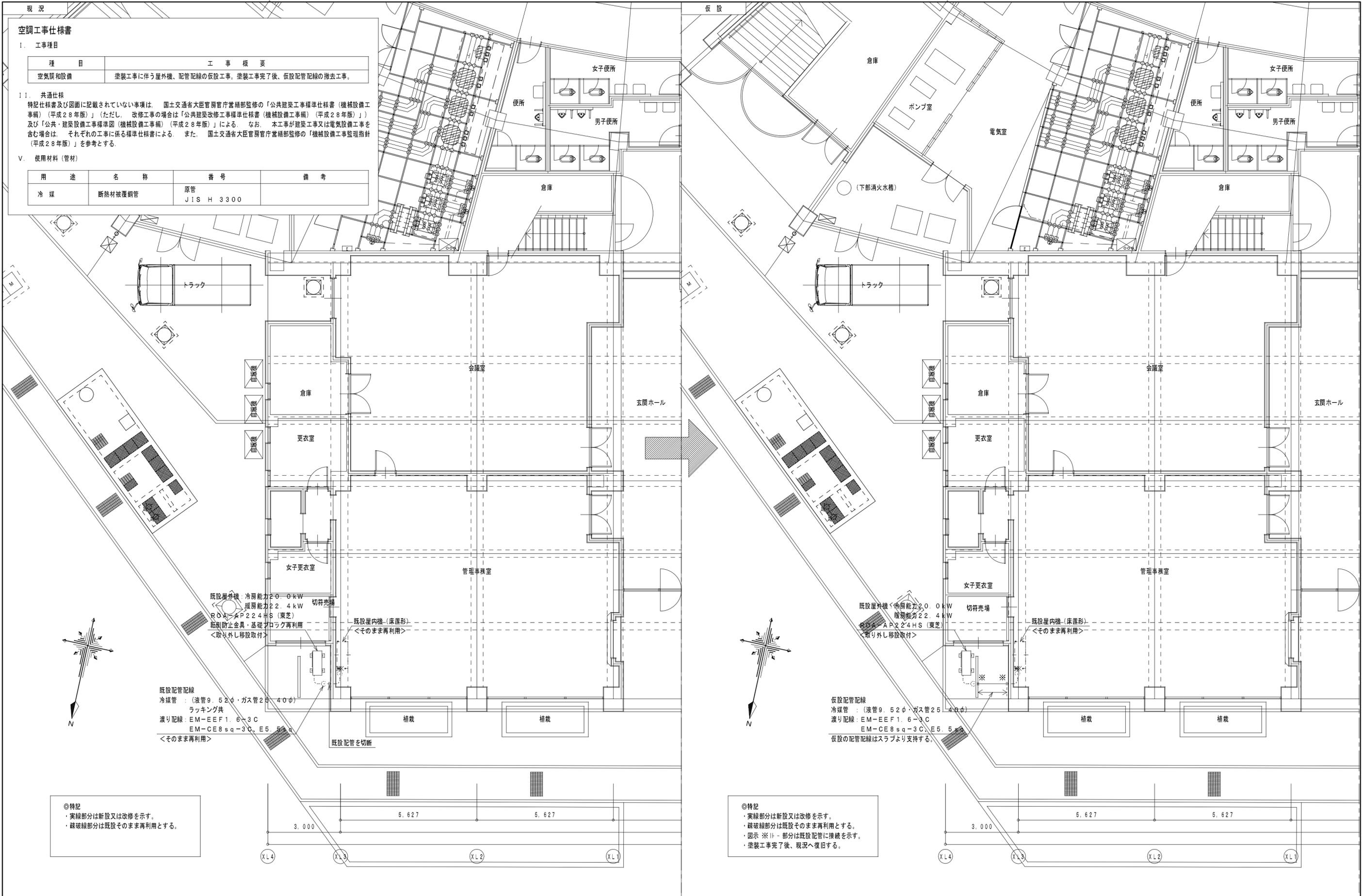
種目	工事概要
空調設備	塗装工に伴う屋外機、配管配線の仮設工事。塗装工完了後、仮設配管配線の撤去工事。

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版）」（ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版）」）及び「公共・建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成28年版）」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（平成28年版）」を参考とする。

V. 使用材料（管材）

用途	名称	番号	備考
冷媒	断熱材被覆銅管	原管 JIS H 3300	



既設屋外機：冷房能力20.0kW
暖房能力22.4kW
ROW-A P224HS (東芝)
断熱防止金具・基礎ブロック再利用
<取り外し移設取付>

既設屋内機（床埋形）
<そのまま再利用>

既設配管配線
冷媒管：(液管φ9.52φ・ガス管φ25.4φ)
ラッキング共
渡り配線：EM-EEF1.6-3C
EM-CE8sq-3C、E5.5sq
<そのまま再利用>

既設配管を切断

既設屋外機：冷房能力20.0kW
暖房能力22.4kW
ROW-A P224HS (東芝)
断熱防止金具・基礎ブロック再利用
<取り外し移設取付>

既設屋内機（床埋形）
<そのまま再利用>

仮設配管配線
冷媒管：(液管φ9.52φ・ガス管φ25.4φ)
渡り配線：EM-EEF1.6-3C
EM-CE8sq-3C、E5.5sq
仮設の配管配線はスラブより支持する。

◎特記
・実線部分は新設又は改修を示す。
・破線部分は既設そのまま再利用とする。

◎特記
・実線部分は新設又は改修を示す。
・破線部分は既設そのまま再利用とする。
・図示 ※I - 部分は既設配管に接続を示す。
・塗装工完了後、現況へ復旧する。

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R1営繕 蔵本公園 徳・庄町1
野球場本館棟外壁改修工事

●図面名 1階空調設備仮設図

●図面番号 C-01

●縮尺 1:100

(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清

徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644
FAX 088-665-5626

R01-8

